

＜建築士事務所の開設者の皆様へ＞ 日ごろからセルフチェックをしましょう！

建築士事務所として遵守すべき建築士法の規定をまとめたチェックリストです。
ご自身の事務所について点検される際にご活用ください。

チェック項目	確認する内容	○×
1 開設者の状況	開設者は欠格事項に該当していませんか	
2 登録事項の変更の届出	登録事項に変更があったときは、届出を行っていますか 所属建築士に変更があったときは、届出を行っていますか	
3 管理建築士の専任状況	管理建築士は専任していますか	
4 管理建築士の管理状況	管理建築士は、建築士事務所の業務において、法定の技術的事項を総括していますか	
5 帳簿の備付け及び図書の保存	建築士事務所の業務に関する帳簿を備え付け保存（15年間）していますか 設計図書、工事監理報告書、建築物省エネ法説明書面等を保存（15年間）していますか	
6 標識の掲示	建築士事務所において公衆の見やすい場所に法定の標識を掲げていますか	
7 書類の閲覧	法定の書類を備え置き、設計等の業務を依頼しようとする建築主の求めに応じ閲覧させていますか	
8 業務に必要な表示行為等	設計図書に1級・2級・木造建築士の別を表示し記名をしていますか 構造計算により建築物の安全性を確かめた場合には、「構造計算安全証明書」を設計の委託者に交付していますか 工事監理を終了したときは、その結果を工事監理報告書により建築主に報告していますか 建築設備士の意見を聴いたときに、その旨を設計図書や工事監理報告書において明らかにしていますか	
9 設計等の業務に関する報告書	事業年度ごとに設計等業務報告書を作成し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に県建築指導課に提出していますか	
10 名義貸しの禁止	開設者は、自己の名義を貸して他人に建築士事務所の業務を営ませていませんか	
11 再委託の制限	開設者は、委託を受けた設計・工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託していませんか 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事について、開設者は、委託を受けた設計・工事監理の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託していませんか	
12 重要事項の説明等	開設者は、設計や工事監理の受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、建築主に対し、管理建築士等から、法定の事項を記載した書面を交付して説明をさせていますか この説明をするとき、建築主に対し、建築士免許証等を提示していますか	
13 書面による契約の締結	延べ面積が300㎡を超える建築物に係る設計や工事監理の受託契約に際して、法定の事項を記載した書面を当事者相互に交付していますか	
14 書面の交付	開設者は、設計や工事監理の受託契約を締結したときは、遅滞なく、法定の事項を記載した書面を委託者に交付していますか	
15 定期講習の受講	所属建築士（管理建築士含む）は、3年毎に定期講習を受けていますか	

▼ このリストは県建築指導課 HP から入手できます ▼

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18800/shihou/202110250001.html>



[トップページ](#)
[暮らし・環境](#)
[健康・福祉](#)
[教育・文化・スポーツ](#)
[しごと・産業・観光](#)
[まちづくり](#)
[県政情報](#)

[防災・災害情報](#)

[トップページ](#) > [組織で探す](#) > [建築指導課](#) > [建築士法・建築士事務所の自己点検](#) | 山口県

令和3年(2021年)11月 1日

建築士事務所の自己点検について

違反建築物の防止及び建築物の質の向上を図るため、また、消費者保護の観点からも、建築士事務所の開設者には、その業務の適正な管理・運営が求められています。

建築士事務所として遵守すべき建築士法の規定をまとめたチェックリストを掲載しますので、ご自身の事務所について点検される際にご活用ください。

[建築士事務所自己点検チェックリスト \(PDF: 136KB\)](#)
[チェックリストの説明 \(PDF: 355KB\)](#)